

会第2号

滋賀県議会議員の定数および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例案  
上記の議案を提出する。

平成22年10月13日

提出者 中 村 善 一 郎  
石 田 祐 介  
中 沢 啓 子  
西 川 勝 彦  
清 水 鉄 次

滋賀県議会議員の定数および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例  
滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成18年滋賀県条例第54号）の全部を改正する。

（議員の定数）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、滋賀県議会議員の定数は、47人とする。

（各選挙区において選挙すべき議員の数）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき滋賀県議会議員の数は、次の表のとおりとする。

選 挙 区	選挙すべき議員の数
大 津 市	10 人
彦 根 市	4 人
長 浜 市	4 人
近 江 八 幡 市	3 人
草 津 市	4 人
守 山 市	2 人
栗 東 市	2 人
甲 賀 市	3 人
野 洲 市	2 人
湖 南 市	2 人
高 島 市	2 人

東 近 江 市	4 人
米 原 市	2 人
蒲 生 郡	1 人
愛 知 郡	1 人
犬 上 郡	1 人

付 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 滋賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成21年滋賀県条例第82号）は、廃止する。